

マイナンバー制度の理解促進と マイナンバーカードの普及に向けた広報



令和元年7月9日
内閣府 大臣官房番号制度担当室



マイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの普及に向けた広報

1. マイナンバー制度に関する広報の法的根拠（マイナンバー法第4条第2項）

国は、教育活動、広報活動その他の活動を通じて、個人番号及び法人番号の利用に関する国民の理解を深めるよう努めるものとする。

2. 今後のマイナンバーカードの普及等に関する想定

（「経済財政運営と改革の基本方針2019」（以下「骨太の方針」という）（令和元年6月21日閣議決定））

- **2022年度中にほとんどの住民**がマイナンバーカードを保有していることを想定
- **国家公務員や地方公務員等**による**本（2019）年度中**のマイナンバーカードの取得を推進
- 全国の医療機関等が出来る限り早期かつ円滑に（マイナンバーカードの健康保険証利用に）対応できるよう、**2022年度中におおむね全ての医療機関等**での導入を目指す。



国は、マイナンバーカードの普及を強力に推進。そのため、マイナンバー制度の理解促進とマイナンバーカードの普及に向けた広報をなお一層実施していく。

3. 広報の基本的な考え方

（「マイナンバーカードの普及及びマイナンバーの利活用の促進に関する方針」（以下「普及促進方針」という）

（令和元年6月4日デジタル・ガバメント閣僚会議決定））

一般国民向け広報（普及促進方針Ⅱ 5.（1）（2））

- ◆ 国は、**政府広報**などを活用し、**多様なマスメディア**等を通じて、以下の広報を展開
 - ① 自治体ポイントを活用した消費活性化策や健康保険証利用など、**マイナンバーカードの利便性の向上**
 - ② **マイナンバーの秘匿に対する誤解払拭**をはじめとした**マイナンバー制度の理解促進とカードの安全性等**

業界団体等を通じた周知

【マイナンバーカードを活用した自治体ポイントによる消費活性化策】（普及促進方針Ⅱ 1（2））

- ◆ 総務省は、各業所管官庁と連携し、関係団体等に対して、本施策や積極的なマイナンバーカード取得促進について周知を図る。

【マイナンバーカードの健康保険証利用】（普及促進方針Ⅱ 2（2）②③）

- ◆ 各医療保険者は、保険者から事業主、加入者等へのマイナンバーカード取得要請とそのフォローアップを行うとともに、保険者による被保険者マイナンバーカードの初回登録を推進。
国家公務員及び地方公務員等については、本（令和元）年度内に、マイナンバーカードの一斉取得を推進。
- ◆ 各医療保険者は、本（令和元）年8月より、被保険者に対するマイナンバーカードの健康保険証利用に関する周知広報を展開。
この際、厚生労働省は、各業所管省庁と連携し、関係団体等に対してマイナンバーカード取得促進と初期登録の推進などについて周知。
なお、マイナンバーカードの健康保険証利用は、公的個人認証の仕組みを利用するものであり、その仕組みの安全性についても、国は周知。

【マイナンバーカードの円滑な取得・更新の推進等】（普及促進方針Ⅱ 3（2））

- ◆ 国は、令和元年7月に、全業所管省庁等の局長級会議を設置。
業所管省庁毎に、工程表等を作成し、各業界団体等への要請、説明会の開催、マイナンバーカード申請出張サービスの案内等を進めるとともに、定期的なアンケート調査等を通じて、マイナンバーカードの普及状況等のフォローアップを実施。
- ◆ ハローワーク、税務署、法人会・青色申告会等、運転免許センター等、病院・介護施設等、学校等、郵便局、地方出入国在留管理局及び在外公館とも連携強化。

一般国民向け広報の展開（一部今後の予定）①

カードの利便性の向上に関する広報

- 業界団体等を通じた周知においても、以下の広報媒体を積極的に活用。
- 当該媒体は、地方公共団体における住民に対する周知広報にご活用いただけるよう、HP等で順次提供。



▲政府広報によるTVCM

(地上波・BS (H31/3/14-29、R1/5/25-31))



▲政府広報による新聞記事下7段

(H31/3/16 全国71紙掲載)



▲政府広報によるWEB動画

(H31/3/18-29)



▲内閣府製作ポスター

(マイナンバーカードの利活用)



▲内閣府製作の動画

(①マイキーIDの設定方法②マイキーの活用方法の動画を制作)



▲内閣府製作予定のリーフレット

(健康保険証としての利用)

カードの利便性の向上に関する広報

○ ビジネス層、子育て世代、若者世代向けに広報を実施。当該媒体は、地方公共団体における住民に対する周知広報にご活用いただけるよう、HP等で順次提供。
(※掲載画像はイメージ)

動画放映

◆放映場所・放映回数

①病院・診療所

対象1,301か所/889施設
15秒、約4回/時間(約32回/日)

②調剤薬局

対象780か所/766施設
15秒、約6回/時間(約48回/日)

③商店街・大型商業施設

東京・大阪・名古屋、地方中枢都市で放映
15秒、3～4回/時間

◆放映期間

①医療機関等 2019年10月(1か月間)

②商業施設 2019年11月(1か月間)



雑誌広告

◆掲載雑誌・時期

『日経ビジネス』

9/27, 10/25, 11/29

『赤ちゃん和妈妈』

9/25, 10/25, 11/25

『mini』

10/1, 11/1, 12/1



WEBサイト

◆掲載サイト・掲載時期

『東洋経済オンライン』

9/27～10/24

『たまひよ』

9/30～10/27

『Studyplus』 10/1～10/28



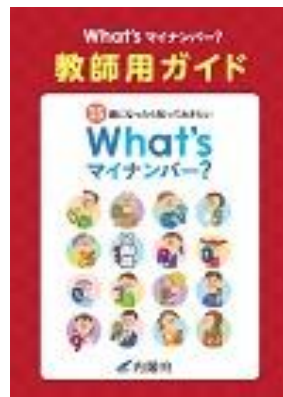
一般国民向け広報の展開（一部今後の予定）③

マイナンバー制度の理解促進やカードの安全性等に関する広報

- 下記の広報媒体は、業界団体等を通じた周知、地方公共団体における住民に対する周知広報にも活用。
- 外国人や視覚障がい者を対象とした周知広報も実施。



▲内閣府製作予定のリーフレット
(マイナンバーカードを活用した体験談を御紹介)



▲学校用副教材／教師用ガイド

マイナンバー メールマガジン

<https://www.cao.go.jp/bangouseido/mailmagazine/mailmagazine.html>

▲カードに関する誤解払拭などを特集したメールマガジンを随時配信。SNSとも連携



▲外国人向けリーフレット
(英語、中国語（簡・繁）、韓国語、スペイン語、ポルトガル語)の6か国語を作成)



▲視覚障がい者向け資料（H31.3 点字・大活字・音声広報CD作成）

一般国民向け広報の展開④

マイナンバー制度の理解促進やカードの安全性等に関する広報

- マイナンバー総合フリーダイヤルにおいては、国民の疑問や不安の声に丁寧に回答。

マイナンバー総合フリーダイヤル



マイナンバー
0120-95-0178(無料)



平日 9:30-20:00 紛失・盗難によるマイナンバーカードの利
土日祝 9:30-17:30 用停止については、24時間365日受け
(年末年始12月29日～1月3日を除く) 付けています！

❖ 平日平均の応答件数の推移

平成31年3月 84件
" 4月 60件
令和元年5月 62件

過去ピーク時

平成27年11月 6,013件

❖ よくあるご質問 (令和元年5月)

- ・金融機関（銀行など）はどのような目的でマイナンバーを収集するのですか。
- ・従業員は会社に個人番号を教える必要がありますか。
- ・自分のマイナンバーが何番なのかを確認するにはどうしたらいいですか。

❖ センターに寄せられた主なご意見 (令和元年5月)

- ・自分はインターネット環境があるので、調べようと思えばマイナンバーの利便性について調べることができるが、インターネット環境を持たない方、お年寄りなどには、新聞広告などの紙媒体での広報に力を入れるべきではないか。
- ・「中国人の方が勤務される際にマイナンバーを収集する必要があり、利用目的を明示したいが、中国語の様式のサンプルで適切なものがないでしょうか。外国語の資料が充実していると助かる。

一般国民向け広報の展開⑤

- 内閣官房、国民生活センター等のホームページで平成27年9月から注意喚起
- 内閣府・個人情報保護委員会・消費者庁・総務省連名で具体的な相談事例を踏まえた注意事項と相談窓口一覧を整理し、平成27年10月1日に公表（事例を追加し、平成30年12月に更新）

《これまでの主な相談事例》



「マイナンバー制度の導入に伴い、個人情報进行调查中」と言って、女性が来訪し、資産や保険の契約状況などを聞かれた。

行政機関の職員を名乗る者が訪問し、「役所から来た。マイナンバーカードにお金が掛かる」などと言われ、マイナンバーカードの登録手数料を名目にお金をだまし取られた。



公的機関を名乗る者から電話で偽のマイナンバーを教えられた。その後、別の者から公的機関に寄付するのにマイナンバーを貸してほしいと言われ、教えた。

翌日、寄付を受けたとする機関を名乗る者から電話で「マイナンバーを教えたことは犯罪」と言われ、記録改ざんのために金銭を要求され、現金を渡してしまった。



《相談窓口》

○マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

○消費者ホットライン
188 (いやや!)

○警察 相談専用窓口
#9110
又は 最寄りの警察署まで

○マイナンバー
苦情あっせん相談窓口
03-6457-9585

※ 市区町村でもマイナンバーに関する問合せに対応

業界団体等を通じた周知

- これまでも、主要経済団体等を通じ、マイナンバーカード普及に向けた周知を実施。
- 業界団体等と連携した周知広報も実施。今後も継続。



▲暮らしのデジタル化ガイドブック作成（平成31年1月）



不動産の売主・貸主のみなさまへ

取引先へマイナンバーの提供をお願いします

●個人の方が不動産を売却または賃貸している場合で、以下の条件に該当する場合には、取引先（売却先または賃貸先）へのマイナンバーの提供が必要です。

取引	取引先 (売却先または賃貸先)	条件
不動産の売却	法人または 不動産業者である個人※	同一の取引先からの売却代金の受取金額の合計が、 年間1.00万円 を超える場合
不動産の賃貸	法人または 不動産業者である個人※	同一の取引先からの家賃・地代などの受取金額の合計が、 年間1.5万円 を超える場合

※上として譲渡の買主または借主を目的とする事業を営んでいる個人の方を指します。

▲不動産の売主・貸主向けのチラシ

投資家のみなさまへ

税法により証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています！

マイナンバー提供の義務期間が平成30年で終了します。マイナンバーのご提供はお早めに！

日本証券業協会 | 内閣府・内閣官庁・国税庁

▲日証協リーフレット

平成27年12月31日以前に証券口座を開いた場合のマイナンバー提供の猶予期間が平成30年で終了します。

所定税法などにより、以下の場合には証券会社へのマイナンバーの提供が義務付けられています。

- 株式・投資信託等の売却・払戻金を受け取る場合
- 特定口座や付与口座を開設する場合
- 税金・仕入などの支払いの場合

マイナンバー制度の趣意について詳しくはこちらをご覧ください。

一定の取引のあるお客さまはマイナンバーの届出が必要です！

銀行へのマイナンバーの届出が法令で義務付けられている主な取引

個人のお客さま

- 給与振込・公共料金など
- 証券取引金額(特定口座も対象)
- 外貨預金(送金・取り取り)など
- 金利・送付・手付で送金・預金等
- 材料納付(年金・共済)
- 福祉取引(年金給付など)
- マル保・マル保

法人のお客さま

- 給与振込・公共料金など
- 証券取引金額
- 外貨預金(送金・取り取り)など
- 金利・送付・手付で送金・預金等
- 福祉取引(年金給付など)
- マル保・マル保

マイナンバーの届出に必要な書類

マイナンバーカード | マイナンバー通知カード

銀行 | 日本銀行 | 三井住友銀行 | 三菱UFJ銀行 | 楽天銀行 | 住友銀行 | 横濱正金銀行 | 北沢銀行 | 大塚銀行 | 大塚信用金庫 | 大塚信用金庫 | 大塚信用金庫

▲全銀協チラシ

地方公共団体による住民への周知広報に対する支援

- ◆ 「骨太の方針」及び「普及促進方針」（1P目参照）を踏まえ、以下の取組を依頼
 （「マイナンバーカードの円滑な取得に向けた取組について（依頼）」（令和元年6月24日府番第41号・総行住第34号；各都道府県知事・各指定都市市長宛内閣府大臣官房番号制度担当室長・総務省自治行政局長名））
 - ① 来庁者への申請勧奨及び申請受付 ② 出張申請受付の実施
 - ③ 国の機関等における出張申請受付のモデル事業の実施 ④ 申請サポートの実施 ⑤ 住民への周知広報 等
- ◆ 内閣府・総務省では、地方公共団体による住民への周知広報を支援するため、3P～8Pに加え、以下を実施。

1. 着ぐるみの貸し出し（平成27年6月～） 令和元年6月1日現在 47都道府県374回



2. 広報用素材、広報用グッズの提供

付箋やシール、リーフレット等、マイナンバーカードの出張申請受付時などで配布する広報用グッズの提供



- ◆ ポケットティッシュを全地方公共団体に合計200万個配布予定（9月予定）
- ◆ スタッフジャンパー、クリアファイルを出張申請受付方式などを積極的に展開される地方公共団体に優先的に提供（9月予定）



3. 出張申請受付方式、サポート方式のガイドブックの策定

